

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	未来創造部 北部政策局 北部政策課
委託業務番号	令和6年度 長北政第 6 号
委託業務名称	小さな拠点づくり推進事業委託業務
委託業務場所	長浜市余呉町地先
業務の概要	(1) 小さな拠点候補施設の維持管理 (2) 小さな拠点候補施設の活用実証
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月20日
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	3,980,900 円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市余呉町中之郷1117番地1 [商号又は名称] 余呉地域づくり協議会
契約相手方の選定理由	当該業務は、丹生ダム建設事業中止後の余呉地域において、多様な活動体が連携するまちづくり組織による持続可能な地域の活性化を目的としており、これまでから余呉地域のまちづくりに主体的に取り組んでいる、公共的団体の「余呉地域づくり協議会」に委託実施させることが適切であるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>